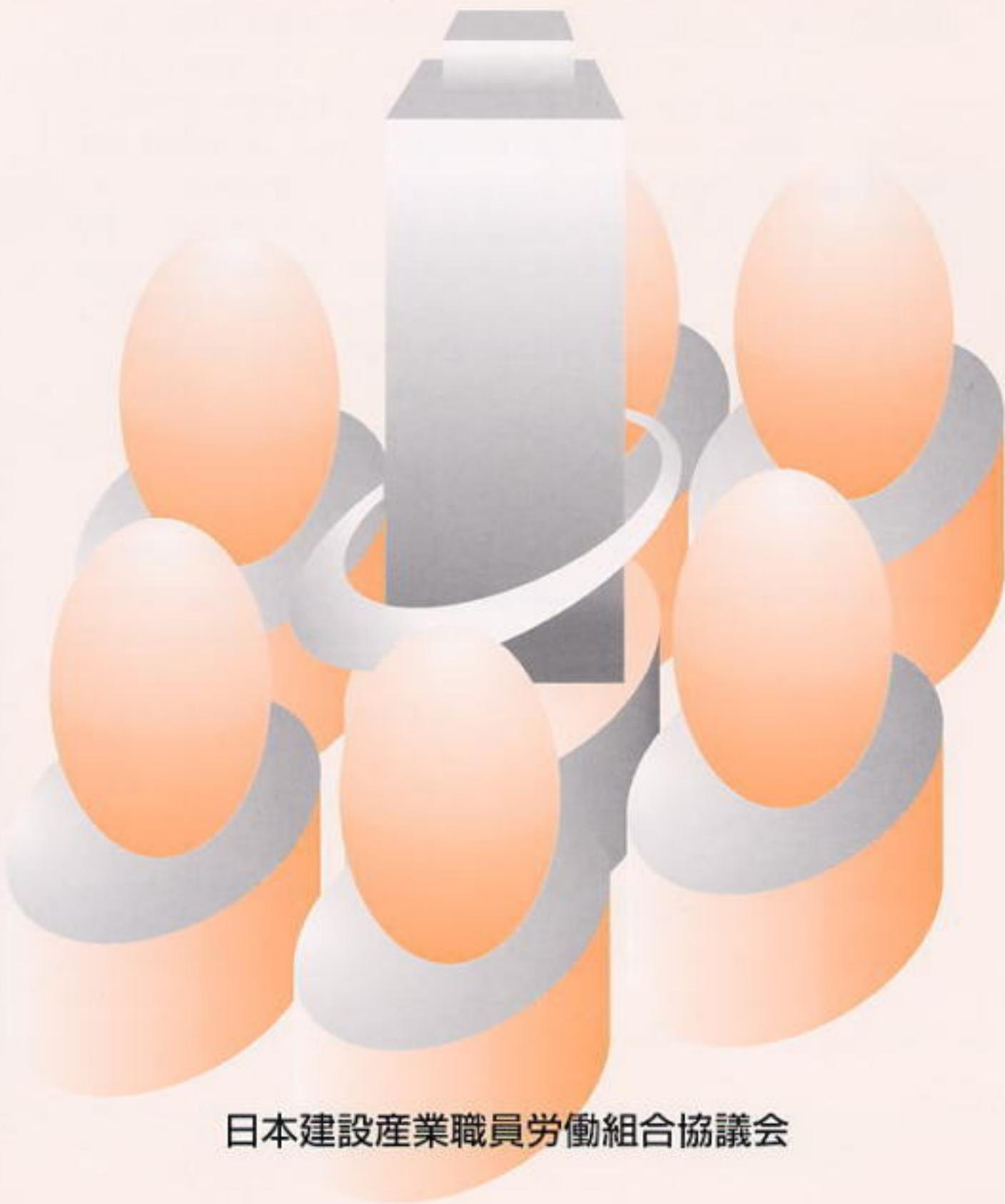


地方自治体及び地方建設局訪問を終えて

# 適正工期の確保と 書類の削減・書式の統一を めざして



日本建設産業職員労働組合協議会

## はじめに

日建協では、これまで労働条件の向上にむけてさまざまな観点から問題提起、提言を進めてきました。95年度はその一環として、適正工期の確保と書類の削減・書式の統一について地方自治体と意見交換を行いました。その結果、工期については4週6休以上、工期の繰越しも容易になってきたこと等、私たちの労働条件が改善される要素が整ってきたことになっていました。

しかしながら、日建協の外勤者の年間総労働時間は2500時間以上、現場の土曜閉所回数は平均で1カ月で1回にも満たない厳しい現状が依然として続いています。

日建協では、時短の大幅な改善をはかる中の要因のひとつである工期及び書類について実態を把握するため、96年9月に現場の方を対象としたアンケートを実施いたしました。

また、この調査結果をもとに、96年10月より地方自治体、開発局、建設省地方建設局を訪問し、現場の声を伝えるとともに、工期設定条件や提出書類に関しての現状と問題点、改善に対しての課題等を把握することに努めてきました。

この冊子は、今回の得られた情報から、

- ①現場で働いている方や現場支援をされている方に、知っていただきたい発注者の取組状況
- ②発注及び監督業務をされている方に、知っていただきたい現場の実態と他の発注者の取組状況
- ③それぞれの方に考えていただきたい要望事項

を、項目毎にまとめました。

日建協では今回の調査結果をもとに、産業の魅力化の一環として、さらなる労働条件の向上に繋がる活動を展開していきます。

日本建設産業職員労働組合協議会

1997年 6月

# 目 次

## CONTENTS

### 調査及び意見交換の概要

「現場実態調査」.....	1
「発注者との意見交換」.....	1

### 現 状

#### 1. 工期について

「休日条件」.....	2
・現場の声.....	2
・発注者との意見交換より.....	3
「休日条件明示」.....	4
・現場の声.....	4
・発注者との意見交換より.....	5
「工期の繰越し・延伸」.....	6
・現場の声.....	6
・発注者との意見交換より.....	7

#### 2. 書類について

「書類の削減・書式の統一」.....	8
・現場の声.....	8
・発注者との意見交換より.....	9

#### 3. その他

「数量公開、コリンズ、会計検査等」.....	10
・現場の声.....	10
・発注者との意見交換より.....	11

### 要 望 事 項

「建設省に望むこと」.....	12
「地方自治体に望むこと」.....	13
「施工者のすべきこと」.....	14

## 現場実態調査

96年9月に工期及び書類に関して、現場の方へアンケートを行いました。

1) 対象工事……95年度に施工した工事（単

年度21%、複数年度79%）

2) 調査事項……工期、休日、書類

3) 設問数……10問

4) 集計件数

建設省 184件（8局）

北海道開発局 12件（1局）

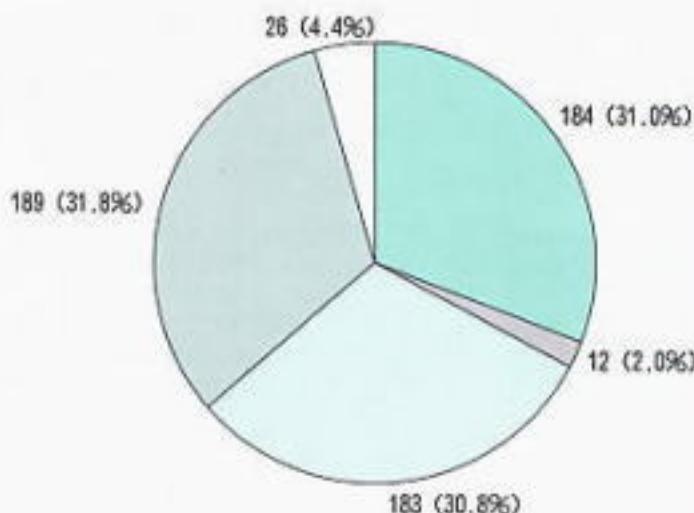
主要都道府県 183件（11自治体）

主要都市 189件（15自治体）

その他 26件

合計 594件

図-1



上記、下記の現場調査及び訪問による意見交換をもとに現状把握を行いました。

## 発注者との 意見交換

上記の実態調査結果をもとに、各発注者を訪問し、意見交換を行いました。

1) 訪問時期……1996年9月～97年3月

2) 意見交換事項……工期条件、工期の繰越し、書類

設計変更、数量表の公開、コリング活用、会計検査

3) 訪問発注者（35発注者）

（地方建設局）8局

東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州

（開発局）1局

北海道開発局

（都道府県）11自治体

北海道、宮城、東京、神奈川、石川、愛知、大阪、兵庫、広島、香川、福岡

（市）15自治体

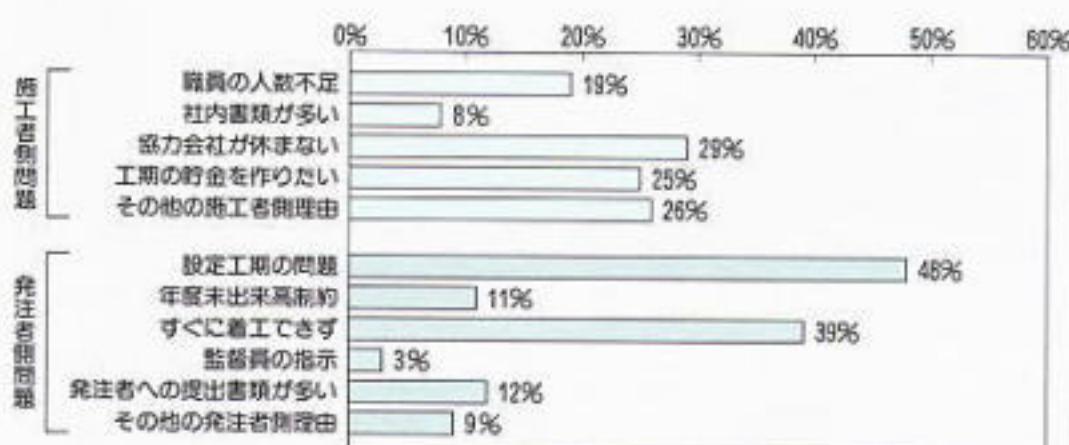
札幌、仙台、高崎、川崎、横浜、金沢、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、広島、高松、福岡、北九州

## 現場の声

## (現場実態調査より)

- ・土曜閉所できない理由として、施工者側の問題と、発注者側の問題に大別できると思われます。今回の調査では、施工者側理由としては、「協力会社が休まない」(29%)と「工期の貯金を作りたい」(25%)が比較的多く、現場が考える発注者側理由の主なものとしては「設定工期の問題」(48%)と、「着工できなかったこと」(39%)がありました。(図-2)

図-2

(全体)  
閉所  
できな  
い  
理由

上図の内、回答の多い「設定工期の問題」及び「すぐに着工できなかったこと」の問題の内訳は次の表の通りです。

設定された工期の問題

	建設省	主要都道府県	主要都市
工程の組み方	39%	29%	35%
不稼働日未考慮	16%	43%	31%
他工区工程調整	23%	14%	19%
その他	22%	14%	15%

すぐに着工できなかった理由

	建設省	主要都道府県	主要都市
用地未解決	10%	19%	11%
地元協議	17%	22%	24%
許認可遅れ	9%	13%	13%
先行工区工程	18%	9%	14%
設計図書不備	26%	17%	17%
その他	20%	20%	21%

## (生の声)

- ・土曜日の朝6:30頃、街を走っている車は、建設系職人を乗せたワゴンばかりで悲しい。
- ・本来なら発注前に協議を終えておくべき事項が、発注後に行われ、そのしわ寄せが現場に入る。
- ・他工区と工程を調整した工期を設定して欲しい。
- ・地域の工事量に配慮し、年度末に片寄らない発注に心がけてほしい。
- ・協力会社の作業員不足のため、工程が遅れた。
- ・海上工事では、海象がいつ悪化するかわからないため、平穏なときは土日でも作業しないといけない。
- ・北海道では、作業時間を朝7時～夕6時が当然と思っている業者も多いのが不思議だ。

## 発注者との 意見交換より

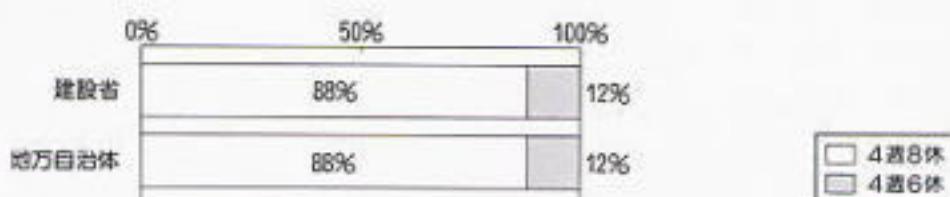
### 〈地方建設局訪問より〉

- 殆どの地建で、土日(4週8休)、祝日、夏季及び年末年始休暇、準備日及び雨天等の作業不能日を考慮していますが、1地建はモデル工事を除いて、4週6休の設定になっています。
- 工期設定については、工種毎の積上工期<sup>\*1</sup>により設定するよう指示されています。

### 〈地方自治体訪問より〉

- 週40時間労働制へ全面適用となった97年度において、88%の自治体が4週8休の設定をしていますが、12%（26件中3自治体）の自治体が4週6休の設定をしています。（図-3）
- 年末年始休暇は2／3以上の自治体で考慮されていますが、夏季休暇を考慮していない自治体が半分近くありました。
- 準備日数については、1週間から1ヶ月の間で、自治体によってばらついた設定となっています。
- 作業不能日の設定方法は、過去5年間程度の気象条件をもとに決定している自治体が多い中、考え方方が不明確な自治体もありました。
- 工期の設定には、工種毎の積上げを基本としていますが、中小工事については、金額により、工種別の標準工期<sup>\*2</sup>を用いている自治体が大半を占めていました。

図-3  
休日条件



### 発注者の工期設定の方法

\*1)積上工期：休日及び作業不能日数を考慮した作業休止期間と各工種を組み合わせた工程表から得られた実作業期間に、準備と跡片付け期間を加えた工期。

\*2)標準工期：過去の工事実績をもとに、工種及び工事金額により、設定された工期。ただし特殊な条件が存在するときはその条件を考慮する必要がある。

### (生の声)

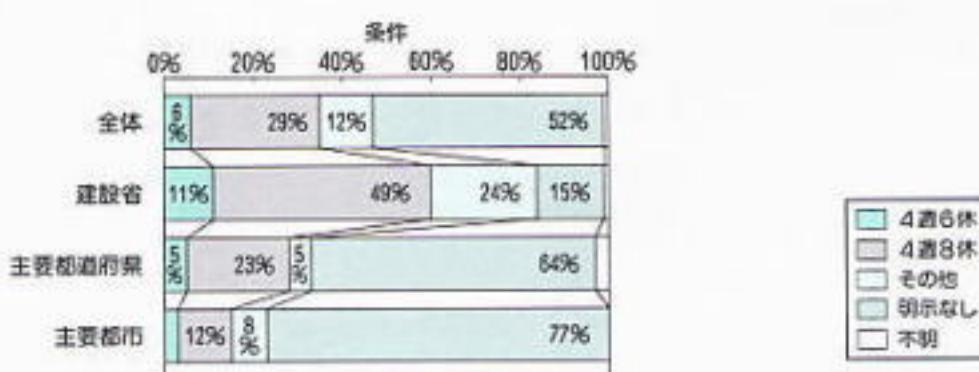
- 工期を4週8休で設定しているにもかかわらず、閉所できないのは、要員不足、利益重視、協力会社への指導不足等、現場の運営に問題があるのではないか。（地建、自治体）
- 施工者は、入札段階で条件や工期を理解した上で、受注しているはずである。工程が厳しいといえば受注しなければいいのではないか。（自治体）

## 現場の声

## (現場実態調査より)

- 休日条件が特記仕様書等に明示されていた工事の比率は、建設省工事が84%、都道府県は33%、主要都市では23%となっています(図-4)。これは、95年に発注者の方にお聞きした調査とはほぼ同じ結果となっており、発注件数の大半を占める地方自治体での明示が依然少ない傾向にあります。

図-4

休日条件の  
設計図書等  
への明示

## 休日条件明示

## (生の声)

- 工期を設定した根拠を、着工前に教えて欲しい。
- 振動騒音規制等に対する夜間作業の工法及び時間帯の明示をして欲しい。
- 休日及び、阻害要因に係る日数等を考慮した工程表を、発注時に設計書につけてほしい。
- 「閉庁時には作業休止」の明示だけでは、作業不能日が何日考慮しているか不明。

## 建設省通達（建設省建企第2号 平成4年4月6日付け）

## 1. 工期の設定について

- 工期の設定については、4週8休（完全週休2日制）対応とする。
- 積算において、供用日当たりで計上する仮設材捐料、器材捐料および建設機械賃料等は従前のとおり4週6休対応とする。

## 2. 作業不能日について

- 降水（降雨・降雪）等による作業不能日数を特記仕様書に条件明示するものとする。

## [特記仕様書記載例]

工期は、雨天・休日等※※日見込み、契約の翌日から※※日間とする。尚、休日等には日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

注) ※※日は、具体的な日数を記載すること。

## 発注者との 意見交換より

### (地方建設局訪問より)

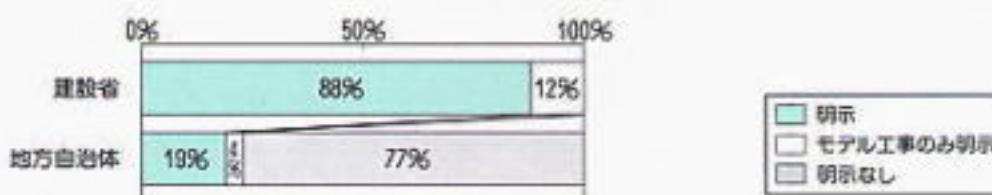
- ほとんどの地建が特記仕様書に条件を明示していますが、1地建はモデル工事のみの記載に留まっています。(図-5)
- 都道府県及び政令指定都市との会議の中で、条件明示するように指導している地建も多くあります。
- 発注前に項目の見落としがないかチェックするために、また発注段階で各施工条件をどう考えていたかわかるように、施工に支障のないと思われた条件項目も、特記仕様書に併記している地建もあります。

### (地方自治体訪問より)

- 休日条件明示を行っている自治体は約2割しかなく、全く明示していない自治体は77% (26件中20自治体)もあります(図-5)。この比率は、現場調査とほぼ同じ結果となっています。尚、政令指定都市以外の市での明示が、特に遅れています。
- 「休日条件を明示できない理由」として、下記の意見がありました。
  - ①職員不足により、全ての工事の工程は、充分検討できない。
  - ②休日条件は、明示が必要と指導されている多くの施工条件のうちの一つでしかなく、全ての条件を記載するためには、多大な労力が必要となる。
- 共通仕様書に「閉庁時（土日、祝日）は作業休止」と記載しているので、条件明示の必要はないと考えている自治体もあります。
- 工期を設定するにあたり、関係部署（警察、地権者等）との協議内容や、協議完了予定日等の条件を記載している自治体が、2自治体（26自治体中）ありました。

図-5

休日条件明示



### (生の声)

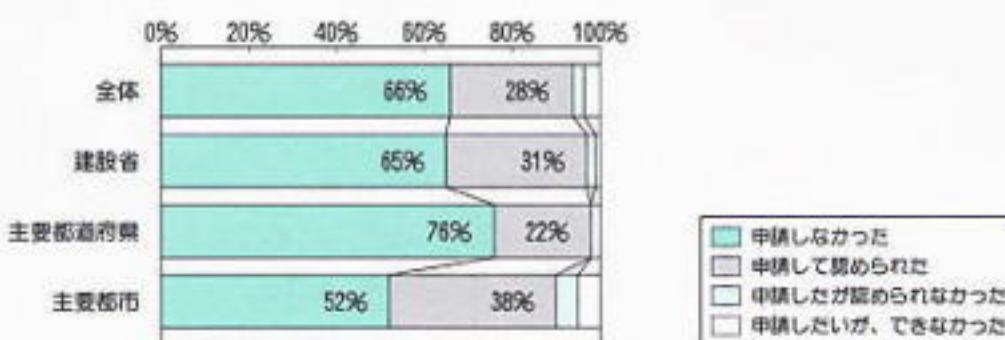
- 現在は数量表に、雨天及びその他を含む休日が何日あるか明示するように指示している。(自治体)
- 工期だけでなく、施工条件も特記仕様書に明示している。(地建)
- モデル工事は休日条件を明示しているが、他は明示できていない工事も多い。(地建、自治体)
- 全てを明示してしまうと施工者側が困らないか。(自治体)

## 現場の声

## (現場実態調査より)

- ・単年度内発注竣工工事において、年度をまたいだ工期繰越し<sup>\*3</sup>が認められた工事が調査内では約3割あり、以前に比べ繰越しが容易となってきたていると思われます。しかし、主要都市などでは「申請したが認められなかった」と「申請したいが、できなかった。」の回答を合わせると、1割あります。(図-6)
- ・年度末及び開通、開業の影響により、工期延伸が認められないと言った声も多くありました。

図-6

年度を  
またいだ  
工期延長の  
申請

## (生の声)

## 「工期繰越し認められた理由」

- ・設計変更による工事量の増加
- ・先行工区との工程調整のため
- ・事前協議や現地調査が未了のため
- ・雨天日が通常より多く、工程が遅れた
- ・設計図書の不備
- ・地下埋設物、地上障害物の処理にかかった工程分の工期延伸を認めて欲しい。
- ・営業開始を早めるために工期内工期（段階毎の引渡し）を半ば押しつけられる。
- ・工期を予算消化の面から設定するのではなく、工種毎の積み上げで設定してもらいたい。
- ・用地未解決、地元協議の遅れ、先行工区の工程の遅れ等の時は、工期延伸を認めて欲しい。
- ・全体の工期は確保されていても、年度末出来高の工期が、検討されていないのではないか。
- ・発注が積算時での予定より遅れても、工期延伸願いを出さないのが通例である。

## 「繰越し申請認められなかった理由」

- ・単年度予算執行のため
- ・先行工区との工程調整遅れや事前協議の遅れ等認められたときと同じ理由で申請してもかかわらず、認められなかった現場もあります。

## (注)

\*3 繰越し：繰越しには明許繰越しと事故繰越しがあります。

明許繰越し：年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決をうけた経費により、発注当初から年度をまたいでいる工事（定められた事由に限られるが、年度内に支出負担されていなくても可）

事故繰越し：年度内工期の工事であったが、予想できなかった災害等の避け難い事故のため、財務局の承認を経て繰り越す工事（年度内支出必要）

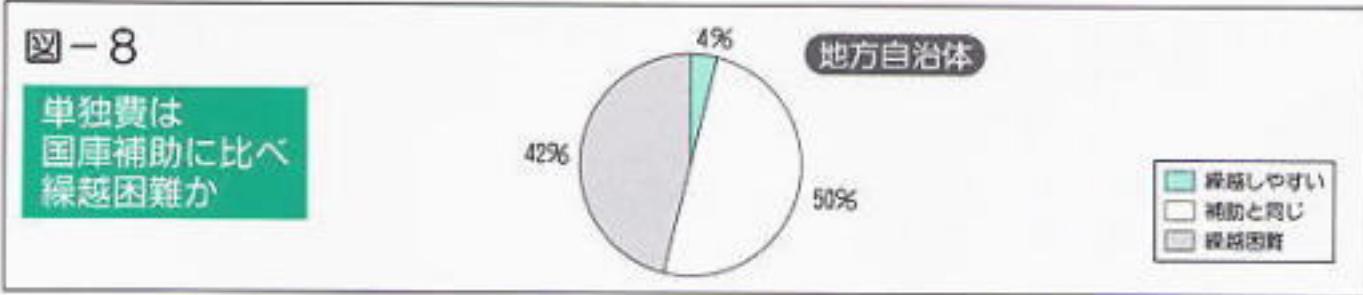
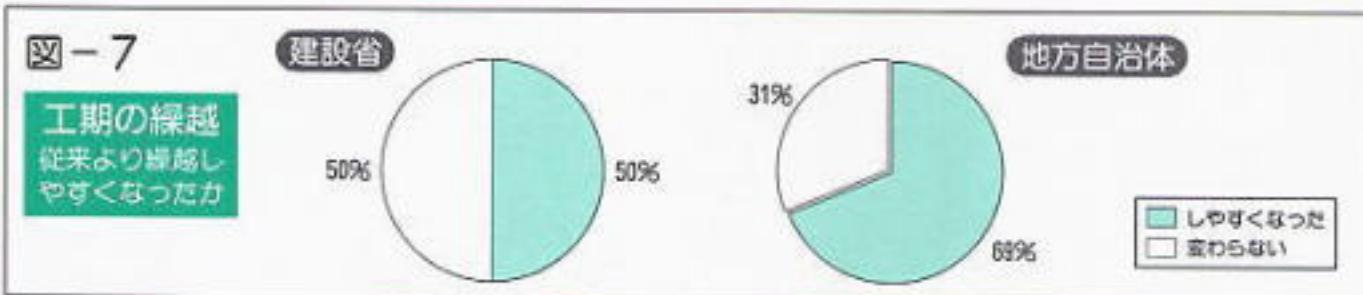
## 発注者との 意見交換より

### 〈地方建設局訪問より〉

- 半数の地建で「繰越しやすさは従来とかわらない。」と答えています。(図-7)
- 「年度末の影響により、工期が厳しくなっている工事は少なく、明許繰越し<sup>3</sup>、ゼロ国債<sup>4</sup>等で、適正な工期を確保している。」と答えた地建が半分以上あります。
- 97年4月から全面適用となった週40時間労働制に対しての積算関係の対応は、建設省本省で検討中のことでした。

### 〈地方自治体訪問より〉

- 「最近、繰越しやすくなつた。」と答えた自治体が69%ありました(図-7)。しかし、「自治体単独費の工事について繰越し難い」と回答した自治体が、全体の42%を占めています。(図-8)
- 施工者が発注者に対して行う繰越し申請期限(12月～3月)は自治体によって異なりますが、施工者に対して、工程表提出等の早期対応を望む声も多くありました。
- 半分の自治体で、「年度末により、適正な工期が確保されていない工事もある」と答えています。
- 97年4月から全面適用となった週40時間労働制に対しての積算関係の対応は、建設省の検討結果次第のようです。



### (生の声)

- もともと適正でないと思われる工期の工事を、とりあえず年度末工期で発注し、必要に応じて、繰越し手続きを行う。(自治体)
- 単独費の単年度工事は繰越し困難なため、現場からの早めのフォローがほしい。(自治体)
- 最近は下期に繰越しを前提とした大型補正予算がでたため、繰越し易い状況であるが、補正がなければ、以前と同じように繰越しにくくなるだろう。(自治体)
- 基本は単年度施工であり、予算、手続きの面からも、年内に何とか終わらせて欲しい。(自治体)
- 繰越し制度は昔からあり、繰越しやすさは前と変わらない。(地建)

(注) \*<sup>4</sup>ゼロ国債：次年度の債務負担により発注される工事

## 現場の声

(現場実態調査より)

- 「発注者に規定様式集がなかった」と答えた現場が、全体の14%（図-9）ありました。特に自治体の方が、規定様式集がない比率が高くなっています。
- 規定様式集以外の別途書式を求められた現場が4割以上（594件中250現場）ありました。尚、回答した現場の大半が工事途中であり、竣工が近づくにつれてこの比率は高くなると思われます。（図-10）

図-9 書類様式集の有無



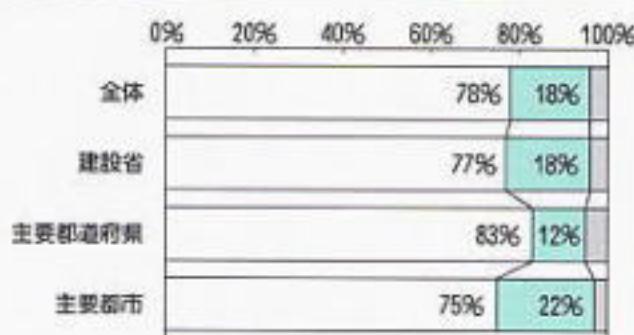
図-10 様式集以外に別途書類を提出



- 同じ工事の中で、書類に対しての監督職員（一人または複数）の指示の違いにより、書類の追加修正が生じた現場が、図-11のように2割あります。

図-11

監督職員による書類の指示の違い



## (生の声)

- 当工事は、書類簡素化対象工事であり、提出書類は従来より少なくなったが、バックデータは必要なため、請負者側からみると大差がなかった。
- 提出書類を建設省、農水省、運輸省、自治体、公団全てで統一し、またOA化してほしい。
- 発注者によって、書類の簡素化に関する説明会が行われた。
- 発注者の立会回数が増えなければ、出来形証拠資料（含写真）は減らないように思う。
- 竣工時に必要とする書類の一覧表及びひな型を、着工時に示して頂きたい。
- 「指示の違いにより、修正・追加が指示された主な内容」
  - ①様式が定型化されていないため、担当者と上位者間で指示が異なり修正が生じる。
  - ②書類提出後、他工区から提出された書類と比較して、修正要請がある。
  - ③記載内容、記載方法、提出の必要の有無にバラツキがある。
  - ④発注者用とコンサル用が異なり、2種類の作成を指示された。
  - ⑤着工当初に書式を示されず、工期途中で示された書式に全て変更した。
  - ⑥監督職員の交代により、記載方法を変更させられた。

## 発注者との 意見交換より

### (地方建設局訪問より)

- ・全国ベースで書式の統一の展開中であり、また中部地建では様式をフロッピーディスク化しているため統一を含めて他地建の目標となっています。
- ・ほとんどの地建で、管内の府県及び政令都市の担当者を集めて書式及び管理基準の統一に向けて検討会議を始めています。(7地建／8地建)
- ・下記のように、書類の省略化の取り組みを独自で行っている地建もあります。  
書類簡素化モデル工事、材料承諾資料の簡素化、写真の削減
- ・「会計検査のために、規定書式以外の書類は不要」と、全ての地建が回答しています。
- ・図面の訂正及び設計変更関係の書類は、状況によって作成者(設計コンサルタント、施工者、発注者)が異なると答えた地建が多くありました。
- ・CALSのフィールド実証として、工事事務所と現場をオンラインで結び、打ち合わせ簿のやりとりや、週報等の書類の提出を行っている事務所があります。(パソコンの画面の中に、様式の見本があり、それに書き込んで送信すれば提出となる。)

### (地方自治体訪問より)

- ・規定様式集のない県、政令都市が1割以上ありました。(26自治体中3自治体)(図-12)また規定様式以外の書類を要求している自治体も多くあります。
- ・建設省主導の会議で、書式及び管理基準の統一を検討し始めた地域も多くあります(89%)。また、独自で書式の統一に取り組んでいる自治体もあります。
- ・同じ自治体内でも、土木と建築間や局間により様式が異なっているところも見受けられました。
- ・自治体独自で書類削減の取り組みをしているところもあります。  
納入伝票提出廃止、材料承諾書類の簡素化、完成検査書類のチェックリスト事前配布
- ・ほとんどの自治体で、会計検査のために規定書式以外の書類は不要としていますが、「実際は担当者レベルで要求している」と答えた自治体も少なくありません。
- ・9割以上の自治体で、「図面訂正、設計変更の書類作成は、状況により依頼先(コンサル、施工者、発注者)を変える」と答えた自治体が9割以上となりました。

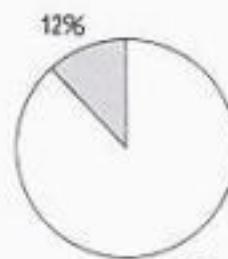
### (生の声)

- ・規定書式以外の書類を要求しないよう指示しているが、担当者は過去の事例や安心材料として要求していることはある。(自治体)
- ・会計検査があると、書類要求が増える実態はある。(自治体)
- ・余分な書類は作らないのが原則であるが、国際化の中で約款も改訂され、文書化傾向となり、書類が増える可能性がある。(自治体)
- ・新契約制度のスタートにより、数年前から取り組んでいた書類の削減が、一層加速された。(自治体)
- ・地建内で減らした様式が、全国統一の動きの中で元に戻ってしまったが、統一されたことにより今後の展開として、全国的な効率化や、削減もしやすくなると思う。(地建)
- ・国の総割による省庁間の書式に相違がある限り、自治体内局間での書式統一は不可能。(自治体)

・書類の削減  
・書式の統一

図-12 規定書式集の有無

地方自治体



□ 標準書式集がある  
■ ない

## 現場の声

(新入札アンケート<sup>⑨</sup>より)

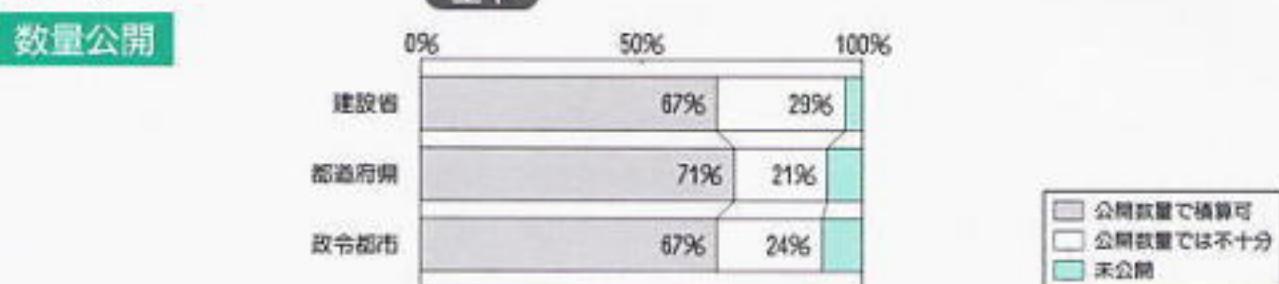
## 1) 数量公開

土木：(図-13)

建設省では、ほぼ全てで数量公開されています（72件中69件）。

地方自治体では、都道府県（330件中303件）及び政令都市（66件中60件）共に8割を超えて、公表されています。

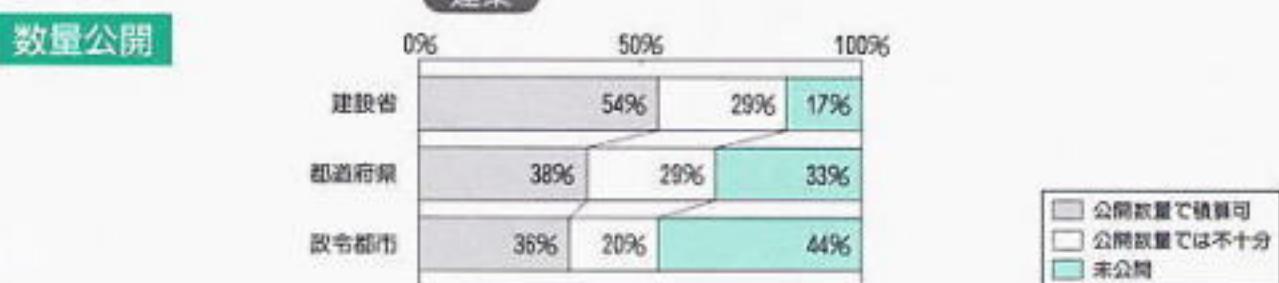
図-13



建築：(図-14)

未公開の比率は、建設省で17%（59件中10件）、都道府県で33%（250件中82件）、政令都市で44%（61件中27件）となっています。

図-14



## (生の声)

- 「コリンズ」：
- ・コリンズに登録していれば、他の資料を添付しないシステムにしてほしい。
  - ・コリンズデータを知らない自治体も多く、もっと普及および活用させてほしい。
  - ・コリンズの工種詳細を増やす等もっと充実させ、どんな条件にも対応できるシステムにしてほしい

- 「会計検査」：
- ・会検対策として膨大な資料提出、書類整備、現場の片付け清掃を強いられる。
  - ・会計検査対策用の書類が多く、本来発注者が対応すべきものが、施工者にとって大きな負担となっている。

- 「施工管理」：
- ・設計事務所へ施工管理を委託する場合、工事中の対応を早くするように指導していただきたい。

(注) <sup>⑨</sup>新入札アンケート：平成8年8月に、入札業務を担当している組合員を対象にして行った調査

## 発注者との 意見交換より

〈地建、自治体訪問より〉

### 1) 数量公開（図-15）

土木：数量表が全ての地建、地方自治体で公開されています。数量が変更となったときは、ほとんどの発注者が設計変更対象としています。

建築：図面契約、一式計上がほとんどであり、自治体で公開しているのは、約2割となっています。今後、公表を検討している自治体、地建もあります。

### 2) JACICの「工事実績情報サービス（コリンズ）」の活用

- ・地建では全て活用されていますが、地方自治体ではほとんど導入していません。（26自治体中1自治体のみ導入）

「自治体で導入できない理由」

- ・使い勝手が悪い
- ・独自のデータシステムとの整合性がとれないと、またはその独自システムで充分（30%）
- ・発注者側の能力（職員数、技術）及び予算の問題

### 3) 会計検査の対応

〈地建〉

- ・全ての地建で「任意仮設における施工方法は施工者の自由」と回答しています。
- ・全ての地建で「積算と実施工が異なってもかまわない」と回答しています。
- ・全ての地建で「規定様式以外の書類は不要」と回答しています。

〈地方自治体〉

- ・任意仮設の参考図と異なった施工をしたときは、自治体によって対応（施工自由か、変更対象か）が異なっています。
- ・「機械等が積算と実施工が異なっても構わない」が50%、「状況により対応が変わる」といった自治体が23%となっています。（図-16）

図-15 数量表の公開（地方自治体）

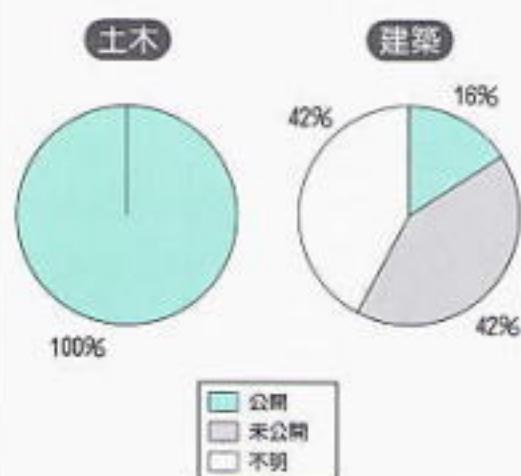
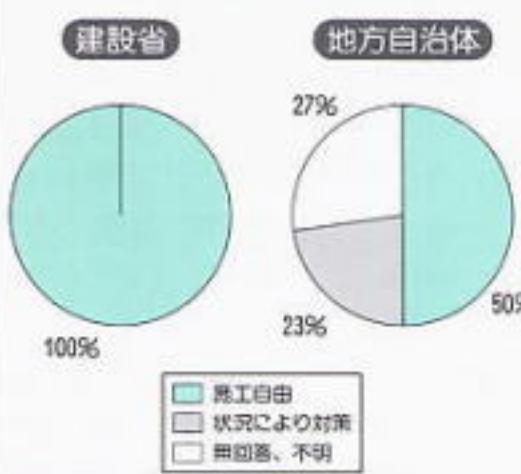


図-16 積算と実施工  
積算と実施工が異なってもかまわないか



### 4) コンサルタントへの施工管理委託

- ・全ての地建でコンサルの管理委託を採用しています。
- ・土木関係では委託経験のある自治体は2割以下ですが、建築では設計事務所への委託を半数程度の自治体で採用しています。
- ・コンサルタントに変更の権限はなく、あくまで補助業務としています。
- ・道府県の技術センターに積算、現場施工管理委託している自治体もあります。

## 建設省に

## 望むこと

### ～行政の立場として～

#### (工期)

- ・建設省で考慮している工期条件（4週8休、祝祭日、夏季及び年末年始休暇、準備日雨天等の作業不能日）が全ての工事に反映されるよう、直轄工事だけでなく、国の全ての機関、都道府県、市町村、公団等の政府関係機関への指導を要望します。
- ・建設省では条件明示の万針をだしていますが、現在ほとんどの自治体で明示されていません。休日条件が上記の発注機関の特記仕様書等に明示されるよう、指導の強化を要望します。（特に、契約書や共通仕様書では不明である作業不能日数の明記を要望します。）

#### (書類)

- ・全地建での書式及び管理基準の統一と様式のシステム化を要望します。
- ・全ての公共機関に対して、書類の削減を推進していくことを要望します。
- ・地建が主体となった、管内自治体の書式統一と、様式システムの普及を要望します。
- ・土木、建築の書式の内、統一できる部分についての統一化を要望します。
- ・今後他省、公団、事業団等と連絡調整し、書式の統一に向けた取り組みを要望します。

#### (積算関係他)

- ・土木だけでなく、建築の数量表も公開するよう自治体に対して指導強化を要望します。
- ・入札手続の軽減のためにも、コリンズの活用が必要です。まだほとんど活用していない自治体に対して、自治省と連携したコリンズ活用の指導強化を要望します。
- ・地方自治体でも活用しやすいコリンズの改善を要望します。

### ～発注者として～

#### (工期)

- ・通達で示されている工期条件の遵守と、作業不能日を含めた休日条件の明示の徹底を要望します。
- ・準備日数等に地元や関係部署との協議を見込まれているときは、その条件内容の明記及び各協議の終了予定日を記載することを要望します。
- ・年度末や開通予定日に配慮し、適正工期がとれる時期の発注を要望します。
- ・繰越し制度や債務負担行為の弾力的活用による、適正工期の確保を要望します。
- ・繰越しについて正当な理由が発生した場合、甲乙対等に協議できる環境づくりを、要望します。

#### (書類)

- ・規定様式以外の書類をできる限り削減することを要望します。
- ・できる限り書類の削減、簡素化を要望します。  
　　材料承諾、品質管理、出来形管理、写真管理、工程管理、安全管理等
- ・監督職員による書類の記載内容、記載方法、提出部数の指示の相違をなくし、統一することを要望します。
- ・設計者と施工者の役割と責任を明確化し、設計者が責任を持つべき訂正、計算等は設計者に依頼することを要望します。

## 地方自治体に 望むこと

### (工期)

- ・建設省の休日条件（4週8休、祝祭日、夏季及び年末年始休暇、準備日及び降雨等の作業不能日の考慮）を充分理解し、工種毎の工程の積上げ方式による工期設定を要望します。
- ・標準工期を用いる場合は、工期条件（作業不能日、各種届出等の準備期間、社会的制約条件、作業条件等）に特殊性が認められたときは、充分考慮して、工期設定することを要望します。
- ・土曜閉所ができない理由として、施工者は休日条件に、また発注者は施工者の現場運営に疑問を持っています。工期について甲乙対等に協議できるためにも、建設省と同様に作業不能日を含めた休日条件の明示することを要望します。
- ・準備日数等に地元や関係部署との協議を見込んでいるときは、その条件内容の明示、及び各協議の終了予定日を記載することを要望します。
- ・年度末や開通予定日に配慮し、適正工期がとれる時期の発注を要望します。
- ・繰越し制度や債務負担行為の弾力的活用による、適正工期の確保を要望します。
- ・繰越しについて正当な理由が発生した場合、甲乙対等に協議できる環境づくりを、要望します。

### (書類)

- ・規定様式集のない自治体は、早急な様式集の作成整備を要望します。
- ・規定様式以外の書類をできる限り要求しないことを要望します。
- ・地建と一体となって、都道府県内の書式及び管理基準の統一の推進を要望します。
- ・土木と建築で共通している書式の統一を要望します。
- ・できる限り書類の削減、簡素化を要望します。  
契約関係、材料承諾、品質管理、出来形管理、写真管理、工程管理、安全管理等
- ・監督職員による書類の記載内容、記載方法、提出部数の指示の相違をなくし、統一されることを要望します。
- ・設計者と施工者の役割と責任を明確化し、設計者が責任を持つべき訂正、計算等は極力設計者に依頼することを要望します。
- ・会計検査用の規定様式以外の書類を減らすよう要望します。

### (積算関係他)

- ・積算業務の軽減及び公平性を確保するために、数量表の公開を要望します。公表が遅れている建築についても、公開可能（躯体工、基礎工など）な部分からの公表を、要望します。
- ・入札書類の簡素化のためにも、コリングの有効活用を要望します。

## 施工者の すべきこと

### (工期)

- ・発注工事の工期を充分吟味し、不明な点は早期に文書にて質問することが必要です。
- ・記載等に疑問及び問題点があれば、速やかに協議書等を用いて協議することが必要です。
- ・地元協議等の終了が当初予定より遅延したときや、当初設定施工条件から変化があった（障害物、土質変化）ときは、随時変更期日や工程影響期間等を報告し、早めに工期及び施工方法についての協議を行う必要があります。
- ・工期の延伸を必要とする工事では、申請手続き期限を把握し、施工条件の相違等の理由書及びそれに係わる工程表の提出等の対応を、自ら早期に行うことが必要です。

### (書類)

- ・提出する書類を、着工時に確認しておくことが必要です。
- ・施工者側の不安解消や過去の事例から作成されている書類は極力削減し、発注者と共に、書式の統一及び書類の削減に努めることが必要です。

### (その他)

- ・発注者に適正な工期及び書類削減を求めるとともに、効率的な現場運営の検討、協力会社の指導、能率的な管理方法等、現場において設定された工期通り休めるさらなる工夫と努力が大切です。

### (本社、支店)

- ・現場での休みを取るための取り組みに対して、受注時点から竣工に至るまでの本支店からの現場支援（職員の適正配置、社内書類の削減、技術支援等）が必要です。

## おわりに

今回、発注者を訪問した中で、適正工期の確保や書類の削減・書式の統一について、前向きに取り組まれているところが多いことがわかりました。ただ、発注者の中でも、その考え方や取り組み方に違いがあります。さらに、施工者は発注者が休日条件整備や書類の簡素化等に対して取り組んでいることを、また発注者は現場の状況を、完全には理解されていない部分もあります。「はじめに」でも触れましたが、この冊子が、現場は発注者の取り組み状況を、発注者は現場の実態と他の発注者の状況を知り、工期や書類に関する改善への取り組みの一助となれば、幸いと思います。

施工者はこれからも、労働時間を短縮するために、「要望事項」でも示した通り、設定された工期通り休むさらなる工夫、そして発注者と協力した書式の統一、社内書類の削減、職員の適正配置といった努力を、より一層行うことが必要だと思います。

ただ、現場だけでは改善できないことも多くあり、発注者の方に「要望事項」として示させていただきました。適正工期が確保され、書類が簡素化されるることは、施工者だけでなく、発注者にとっても労働条件の向上につながると思います。現在、建設省を中心に取り組まれています適正工期の確保と書類の削減・書式の統一についても、中央官庁から都道府県へ、都道府県から市町村へ浸透し、全ての発注者において改善していくことを望みます。

現在、公共事業費の縮減、ISOの導入など、建設産業を取り巻く環境が大きく変わってきていますが、建設産業で働く人々にとって将来夢が託せる魅力ある産業となるよう、発注者と施工者が一体となって労働条件の向上に取り組むことが、大切だと思います。

今後も日建協では、産業の魅力化にむけた活動を行うにあたり、みなさまの声を活かしていきたいと思いますので、今回の冊子についてのご意見、ご要望をお寄せください。

最後になりましたが、今回お忙しい中、実態調査に協力していただきました現場の方及び意見交換に時間を割いていただきました発注者の方に、紙面を借りてお礼申し上げます。